起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託の事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

２　委託業務の概要

（１）委託業務の名称

起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託

（２）業務の内容

起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託仕様書のとおり

（３）業務委託契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

（４）業務委託料の上限額

2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）業者選定

公募型プロポーザル方式とし、評価基準に基づき企画提案書による提案内容及び見積金額の総合評価により選定する。

３　参加資格

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

（１）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

（２）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後、3 年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（３）新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されていること。又は、以下の要件をすべて満たしている者

ア 日本国内に存在する法人で国税及び地方税等を滞納していない者

イ 設立日から申請日までの期間が 1 年以上経過している者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含むものとする。

（４）本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登載されてない者にあっては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

（５）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされてい

る者(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。)でないこと。

（６） 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 61 条)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行う者、若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

４　スケジュール

公募開始	令和８年５月 26 日（火）
質問書提出期限	令和８年６月３日（水）午後５時まで
質問に対する回答	令和８年６月５日（金）（予定）
参加表明期限	令和８年６月 10 日（水）午後５時まで
提案書等の提出	令和８年６月 15 日（月）午後５時まで
選定委員会	令和８年６月下旬～7 月上旬（予定）
結果通知・契約	審査後速やかに

５　質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、原則口頭による質問は受け付けない。

・提出期限 ： 令和８年６月３日（水）午後５時まで
・提出書類 ： 質問書（様式第１号）
・提出方法 ： 電子メール又は郵送、持参
・提出宛先 ： 「１２　問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口
・回答方法 ： 令和８年６月５日（金）（予定）に、新潟市ホームページに掲載する。
　　質問に対する回答は本要領及び本業務委託仕様書の追加又は修正とみなす。

６　参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加の意向を連絡すること。

参加表明にあたっては、上記３の資格要件を満たしていることを確認し、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、提案書提出時に必要書類を提出できるように準備すること。

・連絡期限： 令和８年６月 10 日（水）午後５時まで
・連絡内容： ①業務名「起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務委託」、②会社名、③代表者名、④所在地、⑤担当者名、⑥担当者連絡先（メールアドレス、電話番号）
・連絡方法： 電子メール又は郵送、持参（様式任意）
　　件名を「起業家・スタートアップ予備軍啓発交流事業企画運営業務プ

ロポーザル参加表明」とすること。

・連絡宛先：　「１２　問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口

7　提案書の提出

以下の提出書類一式を提出すること。

・提出書類：　①提案書（様式任意、A4 サイズ、縦横不問）：4 部

仕様書を踏まえ以下の項目について記載すること。

ア　提案内容

業務の目的や仕様書の項目に沿って具体的に記載すること

イ　業務計画（スケジュール）

業務実施にあたっての全体スケジュール

ウ　業務の実施体制

責任者、担当部署、業務の一部を外部の別会社に委託する場合はその会社名、責任者名

②企業の概要及び業務実績（様式第２号）：1 部

③見積書（様式任意）：１部

④上記３（４）により、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、下記の書類も提出すること（いずれも原本、各 1 部）。

ア　登記事項証明書

イ　直近の決算報告書

ウ　新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)

※新潟市内に本社又は支店、営業所等がある場合のみ提出

※参加表明月の 1 か月前以降に証明されたもの。

エ　国税の納税証明書(その 3 の 3)

※参加表明月の 3 か月前以降に証明されたもの。

オ　暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

・留意事項：　提案書は、ホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。

提出資料は一切返還しない。

必要に応じて補足資料を求める場合がある。

・提出期限：　令和 8 年 6 月 15 日（月）午後 5 時まで

・提出宛先：　「１２　問い合わせ・各種書類提出先」に記載の提出窓口

・提出方法：　郵送又は持参

別途、提案書の PDF データを電子メール等により提出すること。

※持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

8　選定方法及び選定結果

（1）選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

（2）選定方法

①選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

②選定委員会は非公開とし、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

・開催予定日　令和8年6月下旬～7月上旬

日程等の詳細は別途通知する。

③プレゼンテーション審査の出席者は、統括責任者を含め最大3名までとする。

④プレゼンテーション審査の時間は、1者あたり説明15分とし、その後質疑応答の実施を予定する。

⑤各委員が評価基準（別表１）に基づき採点し、得点が最も高いものを最優秀提案者に選定される。

⑥提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

（3）選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9　契約に関する基本的事項

（1）受託者の決定

① 選定委員会で決定した最も優れた提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点の者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

（2）提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、契約締結時に再度調整を行ったうえ、修正・変更が加えられる場合がある。

（3）契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

（4）契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する。

（５）契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

（６）一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、新潟市と協議のうえあらかじめ書面により承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

１０　提案者の失格

（１）提案書提出期限に遅れた者

（２）上記２（４）の委託料上限額を超える見積金額を提案した者

（３）提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者

（４）選定委員会による選定が終了するまでの間に選定委員に不当な接触を行った者

１１　その他の留意事項

（１）提案書等の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（３）選定結果について異議申立ては認めない。

（４）受託者の名称は公表できるものとする。

（５）受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。

（６）提出された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

１２　問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

新潟市　経済部　産業政策・イノベーション推進課

電子メール ： sangyo@city.niigata.lg.jp

（別表１）　評価基準

評価項目		評価内容	配点
１ 業務遂行体制	経験・実績	業務を適切かつ効果的に実施するための経験、実績は十分備えているか。	10
	業務体制	業務内容に対して、適格性を有する人材を配置し、地域において効果的に業務を遂行できる実施体制となっているか。	10
	スケジュール	業務スケジュールは、現実的、効率的及び効果的なものとなっているか。	10
２ 企画提案内容	手段の 妥当性	提案内容は業務目的に沿っており、目的及び本業務が求める成果指標の達成方法について、具体的かつ妥当性があるか。	10
	創意工夫 具体性 実現性	仕様書４（業務の内容）の（１）（２）に関する提案内容は顕在化や選定にあたり、裾野拡大や幅広い連携につながるよう創意工夫し、効果的な取り組みとなっているか。	15
		仕様書４（業務の内容）の（３）に関する提案内容は業務目的を踏まえた適切なテーマ設定、手法であり、受講者の起業に対する理解度を上げ、成果指標を達成する具体的かつ実現性のある取り組みとなっているか。	30
		仕様書４（業務の内容）の（４）に関する提案内容は、本業務の目的及び成果指標を達成する具体的かつ実現性のある取り組みとなっているか。	15
３ 経費の妥当性	見積金額	見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か。	10
			110